

糸満市多胎児支援について

糸満市では、多胎児の妊娠・出産・育児をしているご家庭に対し、さまざまな支援を行っております。

多胎児の妊娠・出産・育児について、心配事や不安はありませんか？同じ悩みを持つ親同士の交流の場や、外出時のサポートなどを活用し、一人で抱え込まず、みんなで多胎育児を楽しみましょう！！

多胎妊婦健康診査事業



- 多胎の赤ちゃんを妊娠した妊婦さんは、身体の負担が大きいためその医療的管理を目的として、妊婦健診の回数が増えることがあります。そのため、糸満市では、多胎妊婦さんが安心して妊娠中を過ごされ、出産を迎えられるように、妊婦健康診査の費用の一部を助成しています。

- 対象者
糸満市に住所登録がある多胎妊婦



- 助成内容
通常の妊婦健康診査14回を受診したのち、15回目以降の妊婦健康診査を5回分追加で助成します。

※助成額の上限を超える場合は、その差額は自己負担となりますのでご了承ください。

- 申請と助成方法
親子健康手帳交付時に、妊婦健康診査受診券14回分と、更に追加で5回分の妊婦健康診査受診券をお渡しします。15回目以降の受診の際にお使いください。

- 申請場所
糸満市子育て世代包括支援センター(糸満市役所健康推進課内 20番窓口)
☎098-840-8126

糸満市多胎妊婦サポーター事業



●糸満市では、産前・産後で育児等の負担が大きい多胎妊産婦またはその家庭に対し、育児サポーターを派遣し、外出の補助等の支援を行います。

●対象者

- ・多胎妊婦
- ・概ね2歳程度までの多胎児を育児する家庭

●助成内容

- ・利用券 1 枚につき、1 名のサポーターを派遣し、1 回の利用で利用可能な利用券は 1 枚です。
- ・利用券は 1 年につき 5 枚までとなります。

●サービス内容

- ・多胎児の乳幼児健診及び予防接種の付き添い
- ・妊婦健診の付き添い
- ・日常の育児に関する介助
- ・多胎児の預かり(※児の送迎は含みません)



●利用時間

- ・午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分までの間で 1 回につき 4 時間以内

●申請と利用方法

- ① 親子健康手帳発行時に、健康推進課職員より 5 回分の利用券をお渡しします。
- ② 利用希望者は、利用券へ必要事項を記入し、健康推進課にご連絡ください。
- ③ 健康推進課からファミリーサポートセンターをご紹介します。
- ④ ファミリーサポートセンターへは、ご自身で連絡していただき、希望日を調整します。※ただしサポーターに連絡するのは利用日の 2 日前までをお願いします。

●申請場所

糸満市子育て世代包括支援センター(糸満市役所健康推進課内 20番窓口)

☎ 098-840-8126